

LPガス事故について

平成 24 年 3 月 28 日

新潟県（担当：消防課高圧ガス保安係）

平成 30 年 5 月 1 日改正

1. 適用範囲

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、「液化石油ガス法」）に係る事故（以下、「LPガス事故」という。）について定める。

2. 用語について

ここで使用する用語は、液化石油ガス法及び関係規則等において使用する用語の例による。

3. 定義

「LPガス事故」とは、液化石油ガス事故対応要領(平成 30 年 3 月 30 日付け 20180326 保局第 1 号)

2. 液化石油ガス法に係る事故の定義等のおりとする。

なお、ある事象を「LPガス事故」とするか否かについては、その事象が起こるに至った原因、背景、予兆等を勘案して判断するものとする。

例えば、液化石油ガス法の法令違反があり、その結果として人的被害又は物的被害が発生した場合、原因、背景等が特異であり他への警鐘となると思われる場合、予兆となる軽微な事象を見逃し又は無視し異常を放置していた場合等は、「LPガス事故」として取り扱う。また、一般家庭においてLPガスの漏えいとは無関係な原因により発生した火災でLPガスに二次的に引火した場合等は、それによる人的被害が無ければ「LPガス事故」として取り扱わない。

また、以下に係るLPガスの充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難についても、「LPガス事故」として扱う。

- ① 供給設備のうち、消費設備に接続しているもの。
- ② 消費設備(移動中のものを除く。)
- ③ 貯蔵施設に貯蔵してあるもの。